

新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスによる感染拡大を防ぐため、佐賀県は政府からの新型コロナ特措法に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、当センターの利用に際しては、引き続き下記事項に留意のうえ、ご利用ください。

記

1. 発熱や呼吸器症状など、感染が少しでも疑われる場合は、施設の利用をご遠慮ください。
例) 風邪や発熱の症状がある方、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
2. 感染を予防するため、マスクの着用を励行していただくとともに、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いの励行をお願いします。
3. 当施設への滞在中に感染が疑われる症状(上記1例示参照)がでた場合は、下記までご連絡ください。

区分	連絡先
平日(8:30~17:15)	センター代表電話 0942-83-5017 総務課(内線131)、利用企画課(内線201)

【佐賀県の新型コロナウイルスの相談窓口】

鳥栖保健福祉事務所(鳥栖市元町1234-1)

電話番号 0942-83-2161、FAX番号 0942-84-1849

対応時間 平日(8:30~17:15) ※緊急の場合は夜間・土日も含め時間外でも対応可能

4. 症状が救急の状態でない場合は、施設内の宿泊棟にて休養いただくとともに、新型コロナウイルスに関する相談窓口、または受診可能な医療機関をご紹介します。
5. 本件に関連して、長期滞在を余儀なくされた場合などの諸費用につきましては、各自において負担いただくことを予めご了承ください。
6. 施設を退所された後、14日以内に感染が判明した場合は、速やかに当所までご連絡ください。当施設が行う聞き取り調査等へのご協力をお願いします。
7. 施設利用をキャンセルされる場合は、前日までにご連絡をお願いいたします。キャンセルに伴うキャンセル料は発生しません。
8. 実験で使用された持ち込み器具、サンプル、実験廃棄物等は、確実にお持ち帰りください。持ち込み機器についてご希望があれば、当施設までお問い合わせください。